

マルチウインドウ

VOL.33

狹山市長
町田 潤一

似顔絵・小田 悅望 氏作



MULTI WINDOW

先月15日の14年ぶりという大雪は市民生活に大きな影響を与えるました。私も早速市内を見回り、対応を職員に指示するとともに、建設業界の各社に直接電話で除雪作業をお願いいたところであります。

また、当日在市民会館で市を挙げての成人式を行いました。今年の新成人は2千713人で、大雪という悪天候にもかかわらず大勢のかたがたの参加をいただきました。会場は終始若いエネルギーに満ち溢れており、お会いした一人ひとりの笑顔を見るにつけて、21世紀の主役として

市長の将来を託すのにふさわしい若人達であると感じました。

市長の主な動き

- 1/1…年賀状配達出発式
- 1/4…狹山市新年祝賀会
- 1/9…狹山市駅再開発協議会
- 1/10…消防出初式
- 1/11…さやま生涯学習フェスティバル
- 1/12~21…平成10年度予算査定
- 1/15…第44回狹山市成人式
- 1/19…埼玉県都市競艇組合市長会議
- 1/22…消防本部庁舎竣工式典
- 1/24…第20回いじめ根絶対応委員会
- 1/26…第1回まちづくり検討委員会
- 1/27…職員初動対応訓練、同和問題講演会
- 1/28…狹山市ふれあい健康センター(余熱利用施設)竣工式典
- 1/30…狹山市駅東口審議会、行政改革推進委員会

防災Q&A

Q・自主防災会は、どのような目的で設置されるのでしょうか。

A・大きな災害が発生した場合、電話の不通、建物崩壊、道路陥没、橋の落橋などによる道路事情の悪化、火災の延焼などが同時に発生し、都市機能は分断され、市や防災機関による消防活動や救出救援活動などが十分果たせなくなることがあります。このような事態から私たちが生き延びるために、地域の協力体制が絶対不可欠となります。自主防災会は、単位として住民が自発的に結成した組織で、まちぐるみで行う防災活動の拠点となるものです。

問い合わせ交通防災課へ内線225

自治会ニュース

「上赤坂の森」は県指定の「ふるさとの緑の景観地」で、78ヘクタールにおよぶ広大な指定地です。その中に、景観と調和した各種の球技が可能な総合運動場や、「リスの目」(の高さの木道)という素敵な散策路があります。しかし、木立が深いため遺憾ながら、この不法投棄が跡を絶ちません。昨年11月に当地区住民ほか市民有志520名が折からの時雨をついて行った第10回クリーン活動では、実際に37トンにものぼるごみが収集されました。「上赤坂の森」は、市内でも数少ない緑の景観地であります。この森へのごみの不法投棄撲滅に一層のご協力をお願いいたします。

INFORMATION NOW インフォメーション・ナウ



地域におけるごみ減量をもとに推進

市では、「ごみの減量、資源リサイクルの推進を図るために、平成8年9月から狹山市廃棄物減量等推進員制度をスタートしています。今回は市と推進員さんといっしょに進めていく地域での啓発事業を紹介します。

■まだルール違反が多い、ごみの分け方・出し方

推進員さんから提出いただいている「ごみ集積所の調査報告書には、古紙・古布がもやさないごみの日に大量に出ている

●ビン・缶がもやさないごみに混ざっている

●単身者が多く住んでいる一部のワントームマンションの集積所は、収集日程にお構いなしで、いつもごみが出ている

●テレビや自転車、タイヤやバッテリーなど粗大ごみや処理が困難なものが集積所に捨てられている

●収集用のカゴの中にビン・缶がレジ袋に入ったまま出してある

●前日に出されたごみがカラスやネコに荒らされている

市・自治会・廃棄物減量等推進員から、ルール徹底を呼びかけるチラシ



■地域の実情にあった方法でごみ出しルールの徹底をお願いしています。

ごみ集積所の調査報告書は、市の方は大丈夫ですか。

■狹山台、新狭山地区での試みを紹介します。
両地区では、一部の地区でルール無視のごみの出し方が多く、推進員さんの頭を悩ませていました。
そこで、推進員さん、自治会長さん、市の担当者、集積所を巡回している清掃現場職員とで(狹山台地区は住宅都市整備公団も交えて)話し合いを持つことになりました。
そこで出されたアイデアをもとに、「もやさないごみ」、「資源物」それぞれの問題点別のチラシを作成、個別に配付してルールの徹底をお願いしています。両地区に限らず、3月までに地区に話し合いの場を広げていきます。

そこで出されたアイデアをもとに、「もやさないごみ」、「資源物」それぞれの問題点別のチラシを作成、個別に配付してルールの徹底をお願いしています。両地区に限らず、3月までに地区に話し合いの場を広げていきます。

市税等納期一覧表

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	市税(普通徴収)	
													1期	2期
市税													1期	2期
固定資産税													全期	
軽自動車税													2期	3期
国民健康保険税													1期	2期
国民年金保険料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

今月の納税

今月は、固定資産税・都市計画税第4期と国民健康保険税第6期の納期です。3月2日までに納付してください。なお、市税の納付は口座振替の手続きをされると自動的に納付ができます。

問い合わせ收税課へ内線127-128

市税Q&A

Q・私は勤務時間帯で源泉徴収を行っているなどの所得がある場合、給与以外に所得がある場合は、確定申告は不要とされています。しかし、住民税ではこのような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることになりますので、給与以外に所得がある場合には所得の多少にかかわらず住民税の申告をしなければなりません。

A・所得税では、所得の発生した時に原稿を書き、その所得が15万円ほどあります。

所得税の場合は、20万円以下であれば申告不要と聞いていますが住民税の申告はする必要がありますか。

内容を調べていくと、どの地区も状況が同じとは限らず、地域性が現れます。

そこで、各地域ごとに推進員さんとの連携のもと、地域の実情に合った方法を考え実行しています。

そこで、推進員さん、自治会長さん、市の担当者、集積所を巡回している清掃現場職員とで(狹山台地区は住宅都市整備公団も交えて)話し合ひを持つことになりました。

そこで出されたアイデアをもとに、「もやさないごみ」、「資源物」それぞれの問題点別のチラシを作成、個別に配付してルールの徹底をお願いしています。両地区に限らず、3月までに地区に話し合いの場を広げていきます。

問い合わせ

市税課へ内線109-111

問い合わせ

市税課へ内線127-128